

基金情報

No. 32

平成16年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

平成16年9月・主要事業概況

事項	9月末数	対前月増減数	事項	9月末数(累計)			
事業所数(件)	260	0	年金掛金	調定額(円) 776,278,076 収納額(円) 773,941,236			
加入員数(人)	男子	6,263	-4	取納率	99.7%		
	女子	2,581	-17	事務費掛金調定額(円)	41,495,112		
	計	8,844	-21	資産運用	信託資産額 280億9,378万円 修正総合利回り -0.1% ベンチマーク差 -0.86%		
平均標準給与月額(円)	男子 350,775 女子 225,954 計 314,348	1,606 2,063 1,893	受給者数(人)	5,369	16	慶弔金	48件 106万円
平均年金額(円)	437,818	-7,468	平均年金額(円)	437,818	-7,468	保養所利用者数	1,836人

給付減額に関する事業主説明会を開催

去る10月5日・7日・13日の午前・午後に分け、計6回、給付減額に関する事業主の方々に対する説明会を開催しました。

各回とも渡邊理事長にご出席をいただき、ご挨拶とともに事業主の方々への呼びかけや意見交換をも賜りました。

出席事業所6割！

事業主説明会へは、257事業所中155の事業所の方々にご出席いただきました。

出席率は、加入員数が少ない事業所ほど低い状況にあり、全体では59.8%でありました。特に、5人未満の事業所の出席率は34.3%の状況でした。

欠席の事業所には、即日、給付減額に対する加入員への説明と同意に係るお願いの書面や説明用冊子などを送付いたしました。

同意書・集り始める/100%を目指し

給付減額に係る加入員の同意書の提出は11月末までとなっていますが、早々にご提出いただいた事業所もあり、11月5日現在で42事業所に提出していただいています。この中には、事業主説明会にご欠席の事業所分も十数件含まれていますが、給付減額の実現には全事業所においてそれぞれ加入員の3分の2以上の同意が必要です。

このため、欠席事業所に対し、10月22日全理事名による書面にて、加入員の同意を得ていただくよう再度お願いをいたしました。

同意書・回収状況

各事業所における加入員への説明や同意については、多くの事業所において進められているようですが、大半の事業所では11月に入ってからといった状況が伺いみられます。

給付減額に係る同意書の提出状況(平成16年11月5日現在)

同意書提出事業所	件数	42件	事業所総数
	割合	16.34%	
同意加入員	人数	353人	加入員総数
	割合	3.98%	

年金改正のポイント(実務事項) ⑤算定基礎日数の見直し

厚生年金(厚生年金基金)では、標準報酬制が採用されており、給与月額や賞与額を基に標準報酬が決定されます。標準報酬は、掛金や給付額の計算の基礎となります。

標準報酬は、賞与については支払の都度決定されますが、給与については毎年定時(4月、5月、6月の給与)に決定されるほか、給与が変動した場合は随時(変動月以後の3ヵ月間の給与)に改定されます。

支払基礎日数20日⇒17日に変更

この標準報酬の定時の決定や随時の改定にあたっては、対象月の給与の支払基礎日数が20日以上あることが必要でしたが、このたびの改正で17日以上に変更されました。

この変更は、週休2日制の普及等の実態を踏まえた見直しであり、平成18年7月からの実施となっています。

注)1. 支払基礎日数が17日未満の月があった場合、定時決定はその月を除いて行われますが、随時改定は行われません。

2. 新設された育児休業等終了時の標準報酬の改定についても同様です。

これから給付減額の同意書を提出される事業主の方へ 適切な同意書の作成・提出をお願いいたします

加入員の同意については、給付減額に係る厚生労働大臣認可の重要な要件事項ですので、適切な同意書の作成なり提出が必要です。

現在提出されています同意書の中に、補正などを必要とする次のような事項がみられます。

これらの事項にご留意いただき、適切な同意書の作成や提出をお願いいたします。

- 1 加入員の氏名がゴム印によるもの
氏名は必ず加入員個々に署名していただき下さい
- 2 同意書に事業所名等の記載がないもの
所属事業主に対する加入員の同意であることが明らかとなるよう同意書には必ず事業所名等を記載して下さい
- 3 同意書の本文部分のないもの
(同意書の続紙に加入員の署名や押印がなされているもの)
同意表示や給付減額内容の文面のある本文部分の同意書も提出して下さい
- 4 事業主の同意に係る書面のないもの
(同意書のみが提出されているもの)
事業主の同意に係る書面(同意書添付)も必ず提出して下さい

10月19日・理事会開催

さる10月19日(火)に理事会が開催されました。

このたびの理事会は、5月の理事改選により新理事も居られることや当基金の保養所の今後の運営について検討中であることから、保養所にての開催となりました。

理事会においては、保養所のあり方及び年金資産の運用の見直しについての審議が行われたとともに、保養所の現況などを見聞いただきました。

審議事項は、今年度中に結論づけることとし、今後も検討することとなっております。

年末年始の保養所利用 10月19日・抽選により決定

来る年末年始における箱根「みやぎの山荘」の利用申込を10月1日から受け付けました。

今年度は、延べ83組・401人に及ぶ多くの申込があり、元旦の宿泊にあつては42組・134人と4倍を超える申込状況でした。

利用決定の抽選は、10月19日に行い、延べ45組・116人の利用を決定しましたが、31日から2日までは満室となりました。

抽選の結果は、同日それぞれの利用申込者に通知しました。

「基金情報」の掲示等のお願い

加入員の方々にも基金の現状や動向などを周知いただくため、当「基金情報」を事業所内への掲示や回覧あるいはコピー配付などご協力をお願いいたします。

11月の事業予定

上旬/第2四半期の運用結果のヒヤリングなど

24/年金資産運用委員会・財政運営委員会開催

事業状況

— 掛金の収納状況 —
① 調定額

基金においては、年金給付費やその支給を行う事務費などを賄うために掛金の調定・収納を行っています。

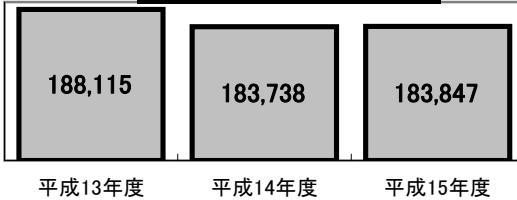
掛金の調定は、毎月、事業所毎に、加入員の増減や標準報酬の変動などを調査し、総標準報酬額に掛金率を乗じて掛金の額を決定します。

基金における調定総額は、加入員数や平均標準報酬の減少によりここ数年間、減額傾向にあり、年金給付費に充てる年金掛金は平成15年度で18億3,847万円となっています。

ただ、平成15年度の調定額は、免除料率や特別掛金率の引上げにより前年度より高いものとなっています。

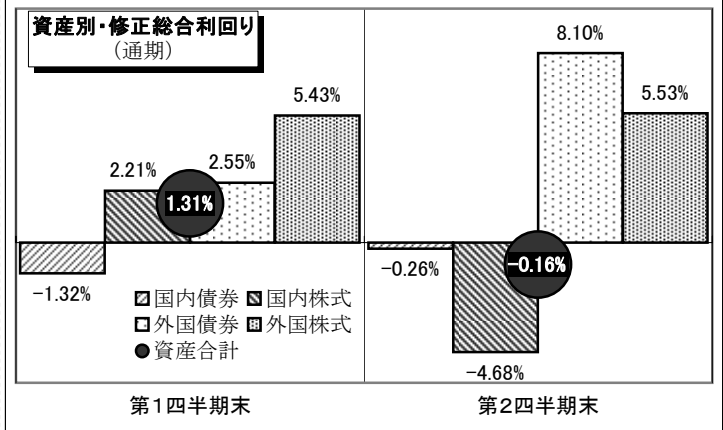
年金掛金の調定額の推移

単位: 万円



(注) グラフの調定額は、減少時特別掛金や延滞金を除く、各年度の総額です。

年金資産の運用状況 <平成16年度>



平成16年9月末(第2四半期末)の年金資産の運用状況は、外国資産が高騰したものの、国内株式は景気の減退感などにより下落し、資産全体ではマイナス0.16%という結果となっています。年度末に向け、資産構成割合の高い国内資産の市場環境の好転が望まれます。

【給付減額】

給付減額とは、年金給付の水準の引下げです。減額(引下げ)の方法は、年金額の計算に用いる「給付乗率」を変更して行います。

この給付減額は、基金の場合、年金給付が代行部分(国の老齢厚生年金)と上乗せ部分(基金独自の年金給付)とで構成されており、代行部分については国の給付ですので減額はできません。

上乗せ部分のみを給付減額

このため、基金での給付減額は上乗せ部分についてのみ行うことができます。

また、基金が自由に給付減額を行うことはできず、国が示す一定の要件を満たし、認可を受ける必要があります。

加入員の同意が必要

要件は、給付減額を行わないと掛金が大幅に引き上がることや、加入員の同意があることなどとなっています。

当基金でも給付減額を予定

当基金でも、大幅な掛金(事業主負担分)の引上げを抑制するため、給付減額への手続きを進めています。

給付減額は、事業主の全額負担による上乗せ部分の給付費用(支出)が減ることにより掛金も抑えることができます。

減額内容は、下の計算式中の「上乗せ部分の給付乗率」を千分の1.4から0.7に引下げることとしています。

$$\text{年金額} = \text{加入期間中の平均報酬月額} \times \text{加入期間の月数} \times (\text{代行部分の給付乗率} + \text{上乗せ部分の給付乗率})$$

りそな信託銀行の子会社化

10月27日、りそなホールディングスが当基金の幹事受託機関であるりそな信託銀行を平成17年3月末までに100%子会社化する旨の新聞報道がありました。

これは、ホールディングスが前日の定例記者会見にて、その意向を株主に伝えたこと、11月公表の新経営健全化計画に記載することを発表したことによるもので、実施に向けてりそな信託銀行の全株主の同意を得ていく段階にある模様です。

東総基・給付減額の実態調査集計 <平成16年9月>

給付減額の実施状況

減額実施状況区分	基金数			
	代行型	加算型	計	割合
実施済	4	65	69	36.1%
実施予定	4	32	36	18.8%
検討中	4	32	36	18.8%
不同意	1	2	3	1.6%
減額せず	5	42	47	24.6%
計	18	173	191	100%

東京都総合厚生年金基金協議会は、去る9月・東京都所在の総合型基金における給付減額の実態を取りまとめました。

これによると、3分の1強の基金が既に給付減額を実施済みであり、平成17年4月までに実施される(実施予定)基金を含めると、半数以上の基金が実施することとなります。

給付減額は、検討中の基金をも含めると、約4分の3の基金が実施済み検討を行っていることとなります。

給付減額実施・実施予定の基金における給付減額割合は、8割強の基金が30~60%台の減額を行っていますが、80%以上といった減額を行った基金もあります。

なお、給付減額を予定したが、加入員の同意が得られず、実施に踏み切れなかったところが3基金あります。

* 給付減額割合の状況表は、実施済と実施予定基金によるものですが、減額割合が未定の6基金を除いています。

給付減額割合の状況

減額割合	基金数			
	代行型	加算型	計	割合
10%未満		1	1	1.0%
10%台		6	6	6.1%
20%台	1	6	7	7.1%
30%台		19	19	19.2%
40%台	2	15	17	17.2%
50%台	2	25	27	27.3%
60%台	3	14	17	17.2%
70%台		4	4	4.0%
80%以上		1	1	1.0%
計	8	91	99	100%

平成16年度の税制改正

— 年金受給者の源泉徴収等に留意 —

平成16年度の税制改正で年金給付に係る控除額の引下げなどが行われていますので、源泉徴収などに留意が必要です。

(主な年金給付に関連する税制改正内容)

- ・65歳以上の方の基礎的控除額の最低限度額が15万円から13万5千円に引下げ(65歳未満の場合は9万円に据置)
- ・老年者控除の廃止
- ・控除対象配偶者の人的控除額の引下げ
一般: 65,000円⇒32,500円、老人: 72,500円⇒40,000円
- ・公的年金等控除額の引下げ
定額控除: 100万円⇒50万円、
最低控除額: 140万円⇒70万円(特例で120万円)
- ・所得控除の際の老年者控除(50万円)の廃止

年金改正に伴う政省令・告示公布(続)

平成16年9月29日・平成16年の年金改正の実施(いわゆるマクロ経済スライドなど)に伴う政省令が公布されました。

また、同日、厚生年金基金関連の厚生労働大臣告示が公布されました。

当告示は、平成16年9月17日に公布された基金関連の政省令の規定に基づいて公布されたものです。

● 中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額(告示第358号)・・・厚生年金基金連合会への中途脱退時の移換現価率が定められました

● 厚生年金保険法附則第30条第2項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法(告示第359号)・・・現価率の計算方法が定められました

● 厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件(告示第360号)・・・平成17年4月以降の最低責任準備金の額の算定方法が定められました

* 平成17年4月以降の期間に係る代行給付の現価相当額の算定に告示第358号の新現価率を使用すること

* 過去期間代行給付現価に係る政府の負担金を加算すること 等

● 厚生年金基金令第65条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法(告示第361号)・・・解散時に納付すべき最低責任準備金額の減額について、その計算方法等が定められました

基金関連・動向と状況